

中小企業生産性革命事業 事業承継・引継ぎ補助金

採択時の手引き（専門家活用）

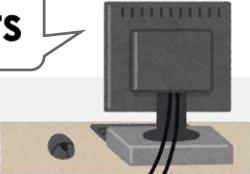
10次公募

採択を受けたら | 採択の確認方法と注意点



採択に際して、以下の点をご確認ください

jGrants



■ 採択結果は、jGrantsを通じて事務局から通知されます

- 交付申請が締め切られてから、通常は1～2ヶ月後に採択が確定します
- 採択結果（採択／不採択）は、jGrantsを通じて申請者ごとに通知されますので、メール等をこまめにご確認ください。
- 申請に不備があった場合、またjGrants上で申請が差し戻されてそのままにされている場合などは、採択結果が通知されませんので、ご了承ください

■ 補助金の交付額は、実績報告後の検査を経て最終的に確定します

- 採択とは、「補助金交付候補としての採択」であり、現時点で補助金の交付を確約するものではありません
- 最終的な交付額は、採択時の「交付決定通知書」に記載された交付決定内容をもとに、補助事業終了後に提出していただく「実績報告」等に基づく検査を経て確定されます
- 実際に行う補助事業の内容が当補助金の要件に合致しない場合や、経費の使途が補助の対象外である場合、証憑が不十分である場合、期間内に事業を完了できなかった場合や、実績報告を提出しなかった場合などは、補助金が交付できませんので、事前に各資料から当補助金のルール・制約等をご理解の上、補助事業を実施してください

採択を受けたら | 採択後の流れ

採択後の流れを、大まかにご確認ください

1

- 交付決定内容を確認する
- 補助事業の実施上のルール等を理解する

2

- 補助事業を開始する

3

- 補助事業を完了する
- 事務局へ「実績報告」を提出する

4

- 交付額の確定後に請求手続を行い、補助金を受け取る



➤jGrantsのフォームに添付されている「交付決定通知書」から、交付決定された内容を必ずご確認ください（→P.4）

➤補助事業を開始するにあたり、Webサイト上の各種資料を読み、補助事業を実施する上でのルールや制約をご理解ください（→P.5）

➤作成した補助事業計画に沿って、事業を開始してください（→P.6）

➤当初の計画に変更が生じた場合や、補助事業を中止する場合は、手続きが必要です（→P.8）

➤補助事業のスムーズな進捗のため、事務局からお電話にてフォローさせていただく場合がございます

➤補助事業期間内に、補助事業を完了させてください

➤補助事業の完了後、一定期間以内に、補助事業の実施内容や、使用した経費について事務局に報告していただきます（→P.9）

➤報告内容に沿って、最終的に補助する金額を確定させる検査を事務局が実施します

➤交付決定されたすべての経費が交付されるとは限りません

採択を受けたら | 交付決定内容の確認

! どのような内容で交付決定をうけたかをご確認ください

交付決定通知書の記載事項はすべて確認してください。①～⑤は特に念入にご確認ください

①

中小企業生産性革命推進事業
「事業承継・引継ぎ補助金」(●次公募)
補助金交付決定通知書

②

③

④

⑤

①交付申請番号

「交付申請番号」は事業者単位で発行される個別番号となります。補助事業期間中は、交付申請番号を確認されることが多くありますので、ご自身の番号を必ずお控えください。

②補助対象者

補助金の交付対象となる方の名称が記載されています。補助金は、本部分への記載者以外への交付はできません。

【注意】経営革新の共同申請者は、補助対象者とならない場合があります（承継未了による共同申請の場合）

③交付申請類型番号

交付申請時の類型番号が記載されています。交付申請類型番号によって、実績報告時の番号などが決まりますので、適宜ご参照ください。

(補助事業遂行上は本番号は特に使用しません。)

④補助金交付予定額

補助金交付時の上限額が記載されています。尚、本時点で満額交付を確約するものではございません。記載金額を上限として、補助事業後の検査を経て最終的な交付額が確定します。補助率等も併せてご確認ください。

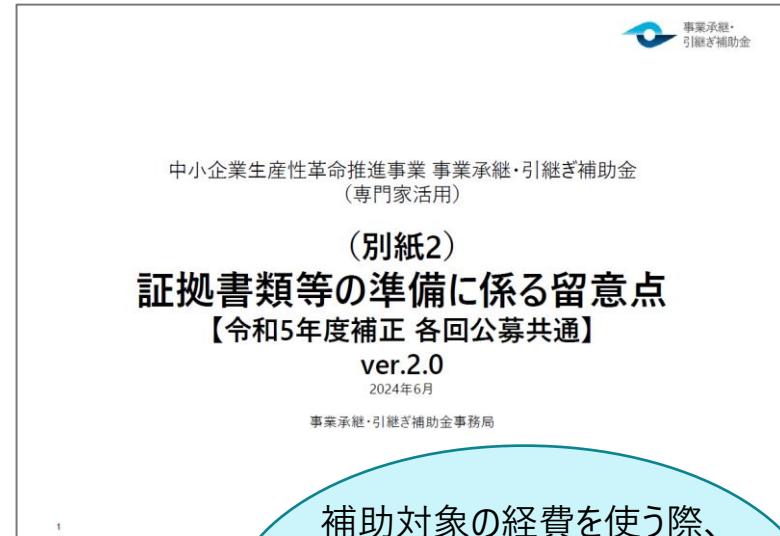
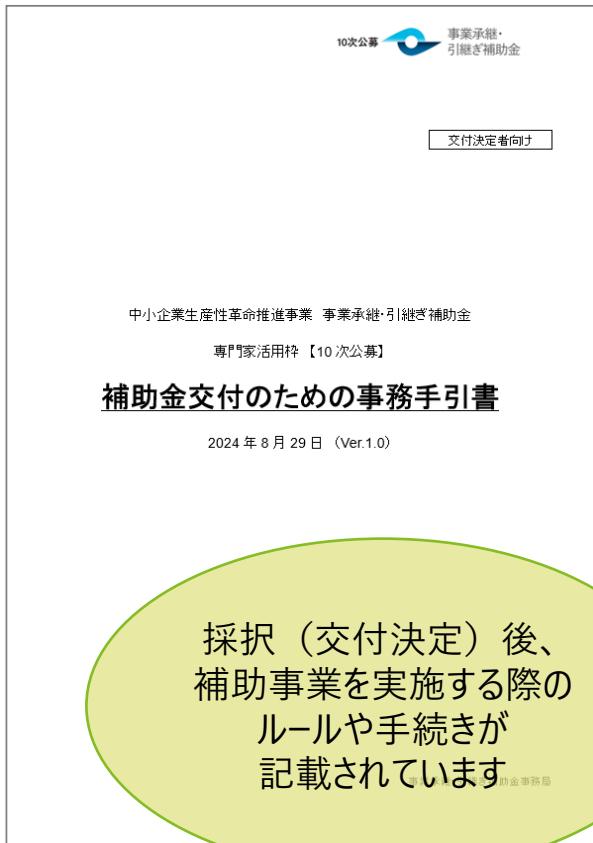
⑤補助事業期間

補助事業は、補助事業期間の間に着手～完了する必要があります。補助事業に関する経費は、本期間に契約（発注）、納品、検収、支払を完了してください。

採択を受けたら | 「事務手引書」の確認（専門家活用）

補助事業を実施する上でのルールや手続きをご確認ください

以下の資料は、補助事業の実施に際してのルールや手続き等が詳細に記載されています。補助事業を実施する際に、必ずお目通しください。



補助対象の経費を使う際、
見積り～支払のプロセスごと
で必要となる書類が、
経費の区分別に記載されて
います

補助事業を開始したら | 見積り、発注時の注意点

経費に関しては、特に以下の点にご注意ください

START

以下は、特に不備が見受けられるケースが多い点となります。経費を使う前に、ぜひご確認をお願いいたします

①見積り

発注前に見積書を取得していますか？

- 商慣習上で見積りを取らない場合でも、補助事業上は見積書が必要な経費があります

※委託費の場合、見積書は必須で提出していただきます。特に、FA・仲介費用において、公募要領公開前の専任条項付き委託契約を締結をしている場合、相見積は不要となり得ますが、本見積は必要です

- 見積りを経た発注として日付の整合が確認できるよう、発注前に見積りを取得してください。日付が整合しない場合、補助対象とならない場合があります

相見積不要の条件を、事前に確認していますか？

- 委託費およびシステム利用料については、一部相見積が不要となる条件がありますので、公募要領をご確認ください

②発注・契約

契約当事者は補助対象者と一致しますか？

- 交付決定時の補助対象者が対象会社（のみ）である場合、支配株主等の名義の契約・支払による専門家との委託契約は、補助対象となりません
- 契約当事者かつ経費負担者と、補助対象者が一致しているか、再度ご確認ください

契約は補助事業期間内ですか？

- FA・仲介費用以外（DD費用等）は、補助事業期間前の契約締結は認められません
- 顧問の税理士、弁護士等へ業務を発注する場合も、補助事業期間に、対象業務に関する業務委託契約を別途締結してください

補助事業を開始したら | 納品、支払い時の注意点

経費に関しては、特に以下の点にご注意ください

以下は、特に不備が見受けられるケースが多い点となります。経費を使う前に、ぜひご確認をお願いいたします

③納品・検収

□M&A完了日は、補助事業期間内ですか？

- 支払いが補助事業期間内であっても、M&A 完了日（クロージング日等）が補助事業期間を過ぎる場合、経営資源の引継ぎは実現していないとみなされる場合がありますのでご留意ください

□受託業務完了報告書は入手しましたか？

- FA・仲介業務をはじめとする委託費の場合、専門家によって、受託業務が完了した旨を報告していただく必要があります
- Webサイトから必要様式を入手の上、専門家へ記入をご依頼いただきますよう、お願ひいたします

④その他

□経費区分は適切ですか？

- 交付申請時に、本来委託費で申請すべき経費を謝金や外注費で申請されているケースがございますので、該当の場合は早急に計画変更の手続きを実施してください

④支払い GOAL

□支払手段は、口座振込又はカード一括ですか？

- 本補助事業は、口座振込又はクレジットカード一括のみを支払手段としています。口座から現金を引き出しての窓口支払いなども対象外となりますので、事前にご留意ください
- 着金（カードの場合は口座からの引き落とし日）が補助事業期間内であるように、支払を実施してください

補助事業を開始したら | 事務局への手続きが必要なケース



手続きが必要なケースを、事前にご確認ください

以下の記載はあくまで概要となります。詳細は「[補助金交付のための事務手引書](#)」「[\(別紙1\) 申請内容変更時の対応整理表](#)」よりご確認ください

補助事業計画に変更が
生じた場合

補助事業の継続が困難となつた
場合や、事業中止を希望する
場合

交付申請時の情報に変更が
生じた場合

(様式第2)
計画変更(等)承認申請書
をご提出ください

補助対象経費の区分や委託
費の使途を変更する場合や、
M&Aの形態を変更する場合などは、[Webサイト](#)から様式雛型
をダウンロードの上、jGrantsから
承認申請を実施してください。
尚、内容によっては変更が認め
られない場合がありますので、
事務手引書を事前に確認の上、
申請を実施してください。

(様式第3) **事故報告書**
をご提出ください

補助事業上、計画変更が認め
られない事由が生じた場合や、
補助事業の継続が困難となり、
中止を希望する場合などは、
[Webサイト](#)から様式雛型をダウ
ンロードの上、jGrantsから事故
報告を実施してください。
尚、事故報告を行う場合は原則
補助金交付を辞退していく
だけ運びとなります。

(様式第16)
補助金登録変更届
をご提出ください

担当者メールアドレスや法人名
の変更など、交付申請時の情
報に変更が生じた場合は、
[Webサイト](#)から様式雛型をダウ
ンロードの上、jGrantsから変更
届を提出してください。
変更内容によっては、証憑の提
出を併せて依頼する場合あり
ますので、(別紙1)もご参照
ください。

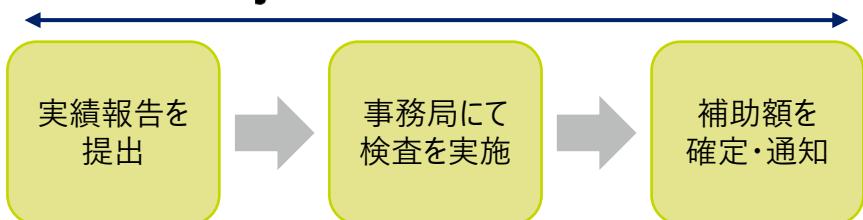
補助事業が完了したら | 実績報告の提出

実績報告を実施いただく際にご注意ください

補助事業が完了したら、補助事業の実施内容や補助対象経費の証憑を取りまとめ、「実績報告」として事務局までjGrantsからご提出いただきます。

提出いただいた実績報告内容をもとに、事務局にて確定検査を実施し、補助額を確定してまいります。

jGrants 上で実施



実績報告に際しては、特に以下の資料をWebサイトからご参照ください。

- 「[補助金交付のための事務手引書](#)」
- 「[\(別紙2\) 証拠書類等の準備に係る留意点](#)」
- 「[\(別紙3\) 実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル](#)」(※後日公開)

▶ 実績報告時の注意点

以下の事例に当てはまる場合、補助金の交付ができない場合があります。散見されるケースを列挙しておりますので、同様の状況が生じないようご留意の上、補助事業や実績報告を実施いただきますようお願いいたします。

□ 期日内に実績報告が提出できなかった場合

□ 補助事業内容が当補助金の要件に合致しない場合 (単一物品のみの売買での事業譲渡の場合、等)

□ 補助対象経費の証憑に不備がある場合 (見積書がない、相見積が必要な経費で相見積書がない、等)

□ 見積、契約、納品、支払の日付が整合しない場合 (契約後に見積書や相見積書が作成されている、等)

□ 経費の支払手段、時期が補助の対象外である場合 (口座から引き出し後の支払、補助事業期間外での支払いなど)



Webサイトの情報や資料をご確認いただき、さらに不明点などがある場合は、次ページのお問合せ窓口等をご利用ください

お問い合わせ先

中小企業生産性革命推進事業
事業承継・引継ぎ補助金WEBサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>

事業承継・引継ぎ補助金事務局
(専門家活用)
050-3000-3551

お問い合わせ受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00
(土・日・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします

※ 事業承継・引継ぎ補助金（経営革新事業）のお問い合わせ先電話番号は異なります

お問合せフォーム
<https://jsh.go.jp/r5h/inquiry/>